

午前10時00分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第9号により行います。

それでは日程第1により、上程中の議第34号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する委員会の審査の経過と結果について、厚生委員会委員長から御報告を願います。

厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・長野恭紘君登壇）

厚生委員会委員長（長野恭紘君） 厚生委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けました議第34号別府市国民健康保険税条例の一部改正について、3月18日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

本件については、後期高齢者医療制度の創設を初めとする、平成20年度から実施される一連の医療保険制度の改正に伴い、国民健康保険税においても従来の医療分と介護納付金分の2本立ての課税方式に新たに後期高齢者支援金加わり、3本立ての課税方式に変更されることから、全国すべての保険者で税率等の改正が必要となる。また、現状における別府市国民健康保険事業が抱える問題として、医療費が年々増加しているにもかかわらず、この医療費の伸びに対応できるような保険税率改正を平成8年以来実施していないため、平成17年度には基金も枯渇し、翌年度予算から繰り上げ充用している状況であり、平成19年度決算見込みでも実質収支において大幅な赤字が予想される。本来、国民健康保険においては、医療費の財源として国・県・市からの公費負担や、社会保険から交付される退職被保険者療養給付費等負担金が充てられ、これらを差し引いた残りを税として加入者に負担していただく応益負担の原則で運営されている制度であるため、医療費が伸びていく以上、税率改正も避けて通れないのではないかと。また、累積赤字解消のためには税率改正が必要不可欠で、市としては被保険者に対する影響を極力軽減するため、5年間の解消を想定しているとの当局説明がなされたところであります。

これに対し委員より、今回の税率改正について、累積赤字分を含めず、さらなる一般会計からの繰り入れを考えられないか、さらに、市独自の減免制度を設けるべきではないかとの意見が述べられましたが、当局より、交付税等が大幅減となっている本市の財政状況、また、国民健康保険加入者その他の保険加入者との公平性などにかんがみ、慎重にならざるを得ない。また、今回の税率改正が被保険者の負担増となることは十分に認識しているものの、医療費が増加する以上、やむを得ない措置であるとの当局答弁がなされた次第であります。

最終的に、議第34号別府市国民健康保険税条例の一部改正については、一部委員より反対の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議第34号別府市国民健康保険税条例の一部改正についての審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（山本一成君） 以上で、厚生委員会委員長の報告は終わりました。

本件に対しては、お手元に配付してありますとおり、平野文活君外2名から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

（14番・平野文活君登壇）

14番（平野文活君） 議第34号についての修正案について、日本共産党議員団を代

表して、その提案理由の説明を申し上げます。

当局案は、1世帯当たりの平均が12万2,000円から15万8,900円に、3万6,900円の値上げ、率にして30%の値上げであります。1人当たりの平均は8万5,000円から10万8,100円に、34%の値上げというものであります。しかも低所得者ほど値上げ幅が大きく、多くの加入者が40%を超える大幅値上げとなっております。

私たちは、この値上げ案を示して市民に意見を求めるために、そのためのはがきを作成し、14日から配布をいたしました。昨日までの10日間で331通の返信がありまして、まだ連日返信が続いております。そこには、多くの悲痛な声がかかれております。その幾つかを紹介いたします。

「これ以上上がったら生活ができません。本当に地獄です」とか、「家計が厳しくなっている中、子育て頑張っています。これ以上苦しめないで」とか、「年収100万円の派遣社員の息子、国保税の値上げでおやじのすねが大きく大きくかじられる」とか、さらにはこのような声もありました。「もう暮らしていけません。別府が大嫌いになりました」とか、「早く天国に行きたい心境です」などなどです。このはがきは当局に渡してありますから、ぜひ市長も1枚1枚目を通してくださるようお願いを申し上げます。

当局案の最大の問題点は、過去の累積赤字を全額加入者の負担にしたこととあります。今年度の国保加入者は約5万人、来年度は約3万4,000人、つまり約1万6,000人が後期高齢者に移ったこととなります。5万人時代にできた過去の累積赤字を、残った3万4,000人に全額負担させるということは、全く説得力がありません。

したがって、私たちの修正案は、この累積赤字分を除き、単年度収支では赤字を出さないという観点で作成いたしました。これは、当局自身もこの観点からの試算をしております。議会の調査会に示されました資料の4ページから5ページに掲載されております。私たちは、この試案を採用したわけでありまして。

その内容は、医療分の均等割を2万7,700円に。当局案が2万8,500円ですから、800円の減額です。平等割を2万8,200円に。当局案2万9,100円ですから、900円の減額。所得割を11.68%に。当局案12.05%ですから、0.37%の減額です。

同じように介護分の均等割を8,400円に。当局案に比べて1,100円の減額。平等割を6,800円に。当局案に比べて1,400円の減額。所得割を2.61%に。当局案に比べて0.58%の減額。

さらに、後期高齢者への支援金は、当局の提案どおりという内容であります。

この修正案に基づく国保会計の予算案を作成してはおりませんが、この修正案のように国保税を減額しても、国保会計は赤字にはなりません。なぜならば、これまで老人保健特別会計に国保から出していた拠出金は大幅に減りますから、後期高齢者医療制度への拠出金を出しても、なお国保税からの負担は、今議会の当局答弁でも明らかなように約1億2,400万円も減るからであります。

問題は、約8億円の累積赤字をどうするかという問題が残ります。私たちは、大分市と同様に赤字分は一般会計からの繰り入れで行うべきと考えます。大分市では、平成18年度から毎年1億5,000万円ずつ法定外繰り入れをしておりますが、別府市でも毎年1億6,000万円ずつ繰り入れれば、当局が言うように5年間で累積赤字は解消できます。

この1億6,000万円をどう確保するか、これが問題であります。その一つが財政安定化支援金の繰り入れでございます。別府市は、来年度予算でこの支援金を2億4,442万円計上しておりますが、これは国が示した算定額の80%にすぎません。もし大分市と同じく算定額どおり繰り入れをすれば3億5,522万円となり、約6,000万円が確保できます。そうすれば、一般会計からの繰り入れは毎年1億円で済むわけでありまして。

また、私たちの修正案でも大幅値上げとなることは避けられません。ですから、低所得者対策の減免制度が必要です。せめて大分市並みの減免制度を、つまり年収が生活保護基準以下の市民を対象にした「生活困窮減免」、低所得者の多い別府市こそ必要な制度です。正規の保険証がもらえないというような人を一人でも少なくするためにも、必要な制度があります。

最後に、といっても今の国の制度が変わらない限り、医療費が伸びれば保険税の値上げは避けられない、こういう制度になっております。そのためには医療費の抑制が必要で、この医療費の抑制のためには予防活動、健康づくり、定期健診の徹底で早期発見・早期治療などが必要であります。こうした活動を国保などの保険者任せにしないで、一般行政が本格的に取り組むべきであるということを強調したいと思います。

最後に、議員の皆さん、今でも「国保が高い」という声を聞いたことがないという議員はおられないと思います。後期高齢者医療制度が始まる時に、過去の累積赤字を全額残った74歳以下の加入者に負担させるというこの問題点を、最小限修正しようという提案にぜひとも御賛同くださいますよう心から訴えまして、修正案についての提案理由の説明を終わります。(拍手)

議長(山本一成君) 以上で、提出者の説明は終わりました。

これより、委員長の報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

11番(猿渡久子君) 先ほど厚生委員会の委員長から、委員会の審議の報告がありました。非常に市民の関心が高い問題ですので、委員会の審議の内容・経過を具体的に市民の前に明らかにするべきだと思いますので、委員長に対して質疑をさせていただきます。

まず3点質問がありますが、1点目は、何対何で可決をしたのか。2点目は、何人の委員から質問や意見があったのか。3点目は、賛成の立場からはどのような質問や意見があったのかという、3点について質問をしたいと思います。

委員長報告の中には、反対意見については説明がありました。今、平野議員から提案理由説明の中でもありましたように、私たち共産党は、一般会計からの繰り入れを行って値上げを抑えるということ、軽減制度をつくるということを主張してきまして、そのことが反対意見としてはあったということが報告でありましたけれども、賛成意見についてはどういう意見があって、あるいはどういう質問があって賛成多数になったのかという経過について、具体的に市民の前に明らかにするべきだと思いますので、その点を答えてください。

厚生委員会委員長(長野恭紘君) では、お答えいたします。

概要につきましては、先ほどの委員長報告のとおりでございます。

それから、今言われた詳細につきましては、事務局で委員会の議事録の概要を調整しておりますので、後日閲覧をしていただきたいと思いますというふうに思います。

11番(猿渡久子君) ここで私が質問をしているのは、やはり市民の方も関心が非常に高く、何とかしてもらいたい、これ以上上げられたら暮らしていけないという声が、先ほど平野議員からも紹介があったように、たくさん私たちのところにも寄せられております。低所得の方は4割以上の値上げ、ほとんどの方が4割以上の値上げで、5割以上の値上げになる方もいます。関心が高いので、きょう、そのことに関心を持って傍聴に見えている方もいらっしゃると思います。やはり、それに対してこの公開の議会の場で明らかにすることが大事だと思いますので、何対何で可決をされたのか、あるいは何人の委員から質問や意見があったのか、そういう点について、今、委員長の方から答えることができると思うので、ぜひその点を答えてください。

厚生委員会委員長(長野恭紘君) お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、この概要については秘密にするわけではございません。今後、詳細については事務局で委員会の議事録を、概要を調整しておりますので、後日その閲覧をしていただきたいと思いますというふうに、重ねてお願いいたします。

11番(猿渡久子君) 私は傍聴しましたので中身はわかっているのですが、(発言する者あり)やはり市民の……(発言する者あり)だからさっきから言っていますように、市民の前に明らかにするべきだと思いますので、ここで質問をしているのですね。とにかく、この値上げの条例案34号に対して質問をしたのは、あるいは意見を述べたのは平野委員1人だけだったと思うのですが、ほかに何も意見はなかったと思うのですが、その点、事実経過ですので、間違いがないか、答弁していただけますか。

厚生委員会委員長(長野恭紘君) 今、猿渡議員の方から説明がなされましたけれども、これは当該議案については、重要性を委員の全員が認識をいたしております。賛成の意見が少なかったからといって、この議案について認識が少なかったということは、私は公平な立場から見て決してなかったというふうに思っております。本件については調査会も開催をされておりますし、委員会審査までに相当な日数を置き、議案も配付をされております。当該課長からの丁寧な説明を受けました。議員個人が十分に調査をするための考案日も設けられておりますし、議員各個人で十分に調査をする時間があつた上で慎重審査をした結果というふうに、公平な目から見て私は考えておりますので、何度も申し上げますが、後日、概要の議事録を閲覧していただきたいと思います、重ねてお願い申し上げます。(発言する者あり)

議長(山本一成君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

それでは、これより上程中の議員34号について採決を行います。

まず、平野文活君外2人から提出された修正案から採決を行います。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(山本一成君) 起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決を行います。本件に対する先ほどの委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(山本一成君) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第2により、議第34号を除く上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告をお願いいたします。

総務文教委員会委員長。

(総務文教委員会副委員長・黒木愛一郎君登壇)

総務文教委員会副委員長(黒木愛一郎君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告を申し上げます。

総務文教委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けました議案11件につきまして、3月18日及び19日の両日にわたり委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず、消防本部関係では、消防ポンプ自動車や高規格救急車及び防火衣等の購入にかかる経費、さらには庁舎の各設備等や耐震性貯水槽の新設工事費等の計上であるとの当局説明に対し、委員より、職員への防火衣等の整備は十分であるのか、あるいは耐震性貯水槽の新設計画についての質疑がなされましたが、防火衣等は全職員に配備されており、貯水槽についても年間4基程度を計画的に新設しているとの答弁がなされました。

国体開催事務局関係では、本年9月から約1カ月間にわたって開催される国民体育大会の市内各競技会場の設営業務委託料のほか、運営にかかる交付金等の予算計上、政策推進課関係では、新たに基本構想を策定する経費等の計上、総務課関係では、統計法に基づく漁業、経済センサスに要する経費等の計上であるとの説明がなされました。

また学校教育課関係では、小・中学生の学力向上に向けた支援事業に要する経費や「学校いきいきプラン」に要する経費の増額、また、不登校やいじめの未然防止等の調査研究に要する経費等の計上であるとの説明に対し、委員より、「学校いきいきプラン」を制度化して、教員を正規雇用できないものか、さらには、教育調査研究に要する経費の使い方の工夫をしてほしい等の意見がなされました。

教育総務課関係では、年次計画による中学校の耐震補強工事費や小・中学校の空調設備工事費等の計上であり、生涯学習課関係では、鉄輪・明礬地区の湯けむりについて重要文化的景観選定の申請にかかる経費等の計上であるとの説明がなされました。

そのほか、当委員会が所管する各課の説明がなされましたが、議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号別府市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について関係部分については、国家公務員及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴う条例の改正であり、議第28号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について関係部分については、期間を定めて職員の給料の減額を行うこと等に伴い条例を改正するもの、また、議第40号別府市農民研修センターの長期かつ独占的な利用については、別府市農民研修センターを今後も引き続き10年間十文字原演習場周辺整備対策協会に独占的な利用をさせようとするものであるとの当局説明をいずれも了とし、以上3件について採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、議第17号平成20年度別府市国民健康保険事業特別会計予算関係部分、議第18号平成20年度別府市競輪事業特別会計予算関係部分、議第19号平成20年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第20号平成20年度別府市公共下水道事業特別会計予算関係部分、議第21号平成20年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算関係部分、議第24号平成20年度別府市介護保険事業特別会計予算関係部分、以上6件の当委員会が所管する予算議案については、当局の説明を了とし、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

野口小学校と北小学校を統合し、現在の北小学校の敷地に新たに「別府中央小学校」と「べっぶ幼稚園」を設置することに伴う条例の改正であり、統合に至るまでの経過等についての説明が当局よりなされました。

委員より、教育委員会として学校統合という問題の難しさをどの程度認識し、どの程度努力したのか、また南・浜脇統合の反省を踏まえ、跡地利用の計画を示して統合を進めるべきではなかったのかとの質疑に対し、学校を中心とした地域の文化が失われることに対し、地域の方々の理解を求めることが最優先であると思うが、跡地利用については、野口

小学校の跡地計画を示したものの議論するまでには至らなかったとの答弁がなされました。

さらに委員より、中学校区の編成を踏まえた上で小学校の統合を進めなかったことに問題があり、ここで立ちどまって、旧市街地を含めた学校編成の適正化計画の再構築をする中で、地域の方々の理解をもっと得るべきである、等々の意見がなされましたが、当局としては、幼児・児童・生徒減少期検討委員会、旧市街地学校統合検討委員会、野口・北小学校統合検討校区委員会等の経緯もあり、この時点で立ちどまることはできないものの、今後とも、地域の方々の理解を求めていきたいとの答弁がなされました。

一たん休憩に入り、さらに協議を重ねたところでありますが、再開後、委員より、別府市立野口・北小学校統合検討校区委員会の答申の中身や、各校区の皆様の見解などを委員会として十分に把握する必要があるとの観点から、議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、閉会中もさらに引き続き継続審査に付すべきであるとの動議が提出され、採決の結果、全員異議なく閉会中もさらに引き続き継続審査に付することと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案11件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・吉富英三郎君登壇）

観光経済委員会委員長（吉富英三郎君） 観光経済委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けました、議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分を初めとする委員会所管の議案について、3月18日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その審査の概要について簡単に報告をいたします。

初めに、議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず、観光まちづくり室関係部分については、平成20年度からの新規事業としてリバイバル新婚旅行誘致協議会補助金を計上、これに関連して観光施設管理に要する経費では、湯けむり展望台からの湯けむりをインターネットでライブ中継するための施設整備工事費を予算計上しているとの説明がなされました。

委員より、湯けむり展望台に整備する工事の内容等についての質疑がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、温泉振興室関係部分については、新規事業として、海門寺温泉建設に要する経費を計上しており、これは現在の海門寺温泉に隣接する民有地を買収し、その土地に新温泉を建設するというものですが、平成20年度は用地取得費として7,700万円等を予算計上したものであるとの説明がなされました。

委員より、海門寺温泉の建てかえについて、民有地買収等の時期及び現在の温泉利用者への配慮並びに地元説明会の開催等について質疑がなされました。当局より、民有地の買収時期等については、今後、地権者の意向も踏まえて用地買収の協議を進める必要があることに加え、本事業はまちづくり交付金を活用した整備計画であり、当初計画から変更の承認を受けることが必要となるため、これらの条件が整い次第、用地購入の諸手続き、さらに建設内容等も含めて、地元説明会を開催したいとの答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、商工課関係部分については、平成20年度の主要事業として別府商業観光開発公社に要する経費は、当局より、当初予算では9月末に償還予定の3,950万円を計上しているが、この問題をこれ以上先送りできないことから、今後関係者との協議が整い次第、早期の補正予算対応とし、調査会または全員協議会等の場で、議員に契約内容並びに今後の処理方針等について報告する機会をいただきたいとの説明がなされました。

委員より、本件に関するこれまでの経緯や契約内容についてさまざまな質疑がなされ、特に関係する契約書・覚書等の資料提供や今後の協議経過等について議会への報告が必要であるとの意見がなされました。

また、商工振興助成に要する経費のうち別府市景気動向調査負担金は、「ゆめタウン」や今後郊外の大型量販店の進出が予定されており、既存小売店への影響が懸念されることから、商工会議所と連携し景気動向調査を実施し、今後の商工行政に経営者の声を反映させるための予算計上であるとの説明がなされました。

委員より、景気動向調査は委員の関心も高いので、調査結果がまとまり次第、結果報告を行うようとの要望がなされ、最終的に採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林水産課関係部分については、平成20年度の主要事業として、農業費では、内成地区の田園自然環境保全整備事業にかかる水路改修等の施設整備工事を、水産業費では、大分県が2力年で実施する亀川漁港の防波堤の一部を開削し、暗渠を布設し、漁港内の海水の循環を促進させる整備事業にかかる県施行負担金を予算計上したものであるとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、所管する関係各課からの説明がなされ、委員よりさまざまな意見・要望等がなされましたが、議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分について採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第18号平成20年度別府市競輪事業特別会計予算関係部分については、58周年記念競輪の開催による収入及びそれにかかる経費並びに一般会計への繰出金を計上したものであるとの説明がなされました。

委員より、今後の大レース開催予定の有無及び施設改修後の効果並びに一般会計繰出金についての質疑がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第21号平成20年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算関係部分については、老朽化した青果棟と水産棟の屋外トイレの建てかえ工事費の予算計上をしたものであるとの内容を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号平成20年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算については、起債償還費の減額以外は前年度とほぼ同様の予算規模であるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第37号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、会計事務の簡素化を図ること等に伴い、条例を改正しようとするものとの内容を適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案5件に対する審査の概要と結果の御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・長野恭紘君登壇）

厚生委員会委員長（長野恭紘君） 去る3月10日の本会議において、厚生委員会に付託を受けました議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分外11件について、3月18日に委員会を開会し審査を行いました。先ほど議第34号別府市国民健康保険税条例の一部改正については御報告をさせていただきましたので、議第34号を除いた議案についての審査の経過及び結果の御報告をいたします。

初めに、議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず障害福祉課部分については、当局の説明に対して委員より、障害者福祉手当として障害等級に応じた福祉タクシー手当を支給しているが、タクシー料金の値上げ等もあり、支給方法や支給額について見直しをしてはどうかとの意見がなされ、県下の状況を見ながら今後検討したいとの答弁を了としたところであります。

次に高齢者福祉課部分では、在宅支援に要する経費のうち、65歳以上のひとり暮らしの方等を対象にした緊急通報装置について、やはり市街地以外の地域については重点的に取り組む必要があるのではないかと意見に対し、民生委員の方を通じて申請等の周知に努めたいとの当局答弁を了いたしました。

続きまして保健医療課部分であります。平成20年度より施行が開始される後期高齢者医療に係る経費として、広域連合への負担金等の詳細なる説明を受け、また予防接種に要する経費の委託料として、国の指針に基づき、国内で流行している「はしか」の混合ワクチン接種を、平成20年度から5年間を限度に新たに中学校1年生、及び高校3年生相当の年齢を対象に実施するための経費を計上した等の当局説明を了いたしました。

続いて市民課部分では、パスポート事務に要する経費について、平成20年4月1日から、県の権限委譲業務として開始される「パスポート申請受付交付事務」の費用、またそれらに伴う窓口改善に要する経費等の当局説明を了した次第であります。

次に、環境安全課部分については、「水・環境都市宣言」にのっとり、今後の環境問題は、地域と一体となった対策が重要であるため、市民の目線に立った分かりやすい広報紙として仮称「環境新聞」を年4回発行し、環境意識の向上に努めたい等の当局説明を受け、これを了いたしました。

続きまして清掃課部分では、し尿処理場春木苑の施設整備に要する経費について、委員より、終末処理場との統合などの具体的な計画についての質問がなされ、当局より、今後の建てかえ、または移転などについて、関係各課と協議しながら最終的な方向性を定めたいとの答弁を受け、これを了いたしました。

また、指定ごみ袋の品質について、市民から多数の苦情を聞くので改善の必要があるのではとの意見に対し、原油高による原材料の高騰などの問題があるが、今後、市民の皆様にご迷惑がかからないよう取り組んでいきたいとの当局答弁を了した次第であります。

その他、社会福祉課、児童家庭課、介護保険課、保険年金課、人権同和教育啓発課関係部分については、当局説明を適切妥当と認め、最終的に議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分につきましては、保険年金課部分、人権同和教育啓発課部分で一部委員より反対の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号平成20年度別府市老人保健特別会計予算、及び議第24号平成20年度別府市介護保険事業特別会計予算関係部分、並びに議第29号別府市手数料条例の一部改正について、議第31号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、議第36号別府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、いずれも当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第17号平成20年度別府市国民健康保険事業特別会計予算関係部分、及び議第25号平成20年度別府市後期高齢者医療特別会計予算、並びに議第32号別府市湯のまち別府っ子誕生祝金等の支給に関する条例の廃止について、議第33号別府市国民健康保険条例の一部改正について、議第35号別府市後期高齢者医療に関する条例の制定については、一部委員より反対の意思表示がなされましたが、それぞれ採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の御報告を終わり



ます。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・堀本博行君登壇）

建設水道委員会委員長（堀本博行君） 建設水道委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けました議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分外7件について、3月18日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず土木課関係部分について、鉄輪地区まちづくりに要する経費では、地元受け入れ協議会の要望に沿った事業展開を、平成21年度完成を目途に行っていきたい旨の説明がなされました。委員より、交流拠点に設置予定のモニュメントについては、鉄輪地域にふさわしいものとする。さらに観光交流センターや併設する集客施設等が、地元民業を圧迫することのないよう、土地買収後の活用方法及び交流拠点建設等の事業計画が決まり次第、委員会に報告の機会を設けていただきたいとの要望がなされました。また、山田関の江線道路整備工事についての進捗状況及び県への移管等についても質疑がなされた次第であります。

続きまして、建築指導課関係部分においては、平成20年度新規事業の木造住宅耐震改修補助金について質疑がなされ、耐震化率を上げるための診断であれば、行政が行うべきものであり、手法として、資格を持つ市職員の再任用も含めた取り組みが必要ではないかとの意見がなされました。当局より、職員による2地区100戸及び大分大学と共同で3,000戸に対し啓発活動を行った旨、また耐震化率を上げるため、さらなる啓発活動を今後考えて行く必要があるとの答弁がなされました。

このほか、都市計画課関係部分、公園緑地課関係部分及び下水道課関係部分についても、いずれも当局説明を適切妥当と認めたものであります。

なお、建築住宅課関係部分につきましては、委員より、昭和52年及び昭和53年に行った住宅新築資金及び宅地取得資金の償還について、多額の未償還残額があり、その要因として、本人死亡、行方不明、返済意思の欠如等であることから、このまま放置しておく当局の対応は、市民や議会に理解が得られないおそれがあるとの指摘がなされた次第であります。

最終的に、議第16号平成20年度別府市一般会計予算関係部分の採決に当たり、住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金にかかる未償還金問題については、弁護士等を含め関係機関と十分協議の上、早期解決を図るべきものと要望を付して、全会一致により原案のとおり可決をした次第であります。

次に、議第20号平成20年度別府市公共下水道事業特別会計予算関係部分については、前年度に比べ一般会計繰入金の減額等々の当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決をしたものであります。

次に、議第38号別府市景観条例の制定については、委員より、積極的に景観形成を行うには、行政としての意思を示す必要があるのではないか、また、住環境の保全及び鉄輪地区等の湯けむりが、建物の高さによって見えなくなることはないように、地域住民が高さ制限についての合意が得られるよう努力をしてほしい等の要望・意見がなされ、当局より、この条例は緩やかな規制ではあるが、今後の景観行政を進める上での第一歩と考えており、また市民にも地域住民による景観形成重点地区を積極的に広報し、この条例を活用していきたいとの答弁がなされたところであります。最終的に議第38号を採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に議第27号別府市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、水道局関係部分については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、条項の移動が行われたことに伴い条例を改正するものであり、また、議第28号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についての水道局関係部分では、水道企業管理者の給与の見直しを行うとともに、あわせて別府市水道局企業職員の通勤手当の見直しを行うことに伴い、条例を整備しようとするものであるとの当局説明をいずれも了とし、原案のとおり可決をいたしました。

続いて、議第26号平成20年度別府市水道事業会計予算についてであります。委員より、平成15年第3回定例会において附帯決議された3項目に関する改善の進捗状況をただしたところ、当局より、以前の議会でも指摘をされた項目について、業務委託が9項目示され、すべてを業務委託し、特殊勤務手当等の見直しでは、7項目中3項目を廃止、残り4項目のうち企業手当を除く3項目では、月額を日額等に見直しを行い、また企業手当については、平成18年4月より率を3%に改め、全廃に向け鋭意努力を重ねているとの答弁がなされました。

これに対し委員より、人口規模における類似団体との比較による職員数の適正化に向けた努力が不足しているのではないかと、さらに、全国的にも廃止の方向にある企業手当の支給を継続していること自体、到底理解が得られるものではないとの観点から、議第26号の採決に当たり、

- 1、水道事業の経営の改善をより一層図ること。
- 2、労働生産性の向上に一層努めること。
- 3、企業手当の全廃に向け最大限努力すること。
- 4、類似団体並みの職員数とすること。
- 5、可能な分野の民間委託の推進を図ること。

以上5項目の附帯決議を付し、全会一致で可決すべきものと決定をした次第であります。

続きまして、議第39号別府市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正等については、当局説明を了とし、全員異議なく可決した次第であります。

最後に、請願第1号えびすや跡地の分譲マンション建設反対に関する請願書については、現地の視察を行い、行政当局にも陳情書が提出されていることから関係部署の出席を求め、現行法及び手続き等を伺い、総合的に協議、審査を行いました。委員より、現行法制上、請願の願意の実現は難しいが、当該マンション建築に伴い住民の住環境に影響を与えることは予想できる。また、本請願提出後、本請願代表者を代表とする者から別府市行政当局へ陳情書の提出がなされており、その陳情書と本請願書の内容では願意の相違が見られ、請願代表者ほか関係者からその点についての意見等を聞く必要がある。よって、本請願については、住民の良好な住環境の保持のためとの請願者の心情は理解できるが、憲法が保障する財産権との関係もあり、慎重に取り扱う必要があり、継続審査に付すべきであるとの動議が出され、裁決の結果、賛成多数で、閉会中もさらに引き続き継続審査に付することに決したものであります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（11番・猿渡久子君登壇）

11番（猿渡久子君） 日本共産党議員団を代表して、議第16号、17号、25号、

32号、33号、35号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議第16号一般会計予算ですが、市民の健康及び福祉を保持するという地方自治の精神が活かされた予算は当然賛成ですが、それに反する幾つかの予算の内容については反対でありますので、討論いたします。

市長は、介護保険の低所得者への市独自の利用料の負担軽減を、たびたび私たちが要求しているにもかかわらず予算に盛り込んでおらず、また湯のまち別府っ子誕生祝金を廃止し、削った予算となっています。我々日本共産党議員団が一貫して廃止を要求している同和運動団体2団体に対する補助金、各277万2,000円や部落解放の雑誌の公費購入35万1,000円など、同和関係予算に反対です。また、海岸整備の関係では、関の江、石垣第4埠頭、餅ヶ浜、北浜ヨットハーバー、この4地区の総事業費の合計は172億5,000万、そのうち市負担は15億5,000万というもので、その一部が今回計上されています。防災面などの必要性は認めるものの、大型公共事業は規模を縮小すべきと考えます。市民生活が深刻さを増す中、国保税の4割以上もの値上げ提案に「とんでもない」という声が上がっている中で、国保会計への繰り入れなど、市民生活に密着した予算を優先すべきです。

次は、議第32号湯のまち別府っ子誕生祝金等の支給に関する条例の廃止についてです。平成13年度から毎年1,000人近くに支給されてきたこの制度は、祝い品に加え第3子10万円、第4子20万円、第5子30万円の祝い金を支給するというものです。若い世代の不安定雇用がふえる中、喜ばれてきました。市は、市民へのニーズ調査で、子育て支援サービスを望む声が多いことを廃止の理由にしています。しかし、このニーズ調査では、出産に伴い退職した人が37.4%、育児休業を取得しなかった理由に収入が減ることを上げる人が27%、将来への不安として経済面の負担を上げる人が53%と、子育ての経済面での不安が大きいことがわかります。祝い金の廃止はニーズに逆行するもので、反対です。

次に、議第25号後期高齢者医療特別会計予算と、35号、その条例案についてです。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を、現在加入している国民健康保険や被用者保険から切り離し、後期高齢者だけの医療保険に組み入れるというものです。保険料が年金から天引きされるとともに、受けられる医療の内容も、それ以外の人と比べ制限されます。国民皆保険の国では、ほかに例がありません。これまで子どもなどの扶養になっていた年金の少ない高齢者は保険料は取られていませんでしたが、すべての高齢者から保険料が徴収されるようになり、2年ごとに保険料が引き上げられることが予想されます。2006年、自民・公明両党が強行した医療改悪法で導入が決められました。制度が知られるにつれ、「年寄りや死ねといふのか」などの怒りが広がり、中止・撤廃や見直しを求める地方議会の意見書もすでに512自治体と、全国の自治体の3割近くに上っています。ある高齢の女性は、「戦争中は逃げまどって、戦後本当に苦労して働きづめて復興に貢献してきたのに、年をとったら差別をするなんか、そんなこと絶対したらいかん」と目にいっぱい涙をためて怒っておっしゃいました。

日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党は、2月28日、4月実施予定の後期高齢者医療制度を廃止する法案を衆議院に提出しました。日本共産党は、国会でも全国の地方議会でも、後期高齢者医療制度の廃止を求めて闘っています。後期高齢者医療の予算と条例に反対です。

次に、議第17号国民健康保険特別会計予算と議第33号特定健診を国保事業で行うための条例案について反対です。特定健診は、メタボリック健診など科学的にも矛盾や問題点が指摘をされています。国保会計で行えば、特定健診に力を入れれば国保税が上がることにつながり、一般会計で行うべきと考えます。

議第17号国民健康保険特別会計予算は、議第34号と関連したもので、市民の反対が多い国保税の大幅値上げが盛り込まれた予算であり、反対です。市は、平均3割の値上げと説明しましたが、私たちの分析では、ほとんどの方が4割以上の値上げになります。低所得の世帯で1.56倍など、5割以上もの値上げになるケースもあります。この大幅値上げが、市民の担税能力を越えていることは明白です。しかも4月から、65歳以上75歳未満の多くの方は、国保税が年金からの天引きとなります。せめて8億の累積赤字に関しては、年次計画で一般会計から繰り入れし、値上げ幅を抑える努力が必要です。また、一般会計国庫負担の引き上げなど、関係機関に働きかけ、収入激減世帯や生活困窮者に対する市独自の国保税の減免制度実現などを要求し、反対討論といたします。

議員の皆さんの御賛同を、心よりお願いを申し上げます。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、議第34号を除く上程中の全議案及び請願について順次採決を行います。

上程中の全議案及び請願のうち、議第30号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は、継続審査といたしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり閉会中も継続審査とすることに決しました。

次に、議第16号平成20年度別府市一般会計予算に対する各委員長の報告は、その一部に要望を付し、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号平成20年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号平成20年度別府市後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第32号別府市湯のまちっ子誕生祝金等の支給に関する条例の廃止についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第33号別府市国民健康保険条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、

原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第35号別府市後期高齢者医療に関する条例の制定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号平成20年度別府市水道事業会計予算に対する委員長の報告は、附帯決議を付し原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号平成20年度別府市競輪事業特別会計予算から、議第24号平成20年度別府市介護保険事業特別会計予算まで、議第27号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、議第29号別府市手数料条例の一部改正についてまで、及び議第31号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、並びに議第36号別府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてから、議第40号別府市農民研修センターの長期かつ独占的な利用についてまで、以上16件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上16件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上16件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号えびす屋跡地の分譲マンション建設反対に関する請願書に対する委員長の報告は、継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり閉会中も継続審査とすることに決しました。

次に日程第3により、議第41号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第42号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第41号及び議第42号は、本市監査委員として、識見を有する者のうちから金澤晋氏を、議員のうちから浜野弘議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第41号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対して同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第41号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第42号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に日程第4により、報告第1号別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第3号寄附受納についてまで、以上3件の報告が提出されております。一応、当局の説明を求めます。

副市長（松丸幸太郎君） 御報告いたします。

報告第1号は、市が出資しております別府市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

同公社の平成20年度の事業は、公有地処分事業及び土地造成処分事業として別府リサーチヒル用地等の処分を計画しております。詳細は、お手元の予算書のとおりであります。

報告第2号は、公用車による交通事故3件の和解及び損害賠償の額の確定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、寄附受納の報告であります。

環境安全関係、高齢者福祉関係、土木関係、公園緑地関係、建築住宅関係及び教育関係において御寄附をいただいております。詳細はお手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

以上3件について、御報告いたします。

議長（山本一成君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。以上3件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承をお願いいたします。

次に日程第5により、議員提出議案第2号別府市議会委員会条例の一部改正についてから、議員提出議案第8号中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書まで、以上7件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（12番・吉富英三郎君登壇）

12番（吉富英三郎君） 議員提出議案第2号別府市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

機構改革の実施により、委員会の名称及び所掌事務の変更並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による委員の選任規定の改正に伴い、所要の規定整備を図るものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号について提出者から提案理由の説明を求めます。

（7番・長野恭紘君登壇）

7番（長野恭紘君） 議員提出議案第3号別府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正について、提案理由の説明を行います。

本条例案は、従来から行われていた政務調査費の収支報告書に政務調査費を充当した際の領収書、ほかの証拠書類の添付を義務づける規定とする等、別府市議会における政務調査費の透明性及び納得性を高めるため、従前の別府市議会政務調査費の交付に関する条例を全面的に見直そうとするものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号について提出者から提案理由の説明を求めます。

（2番・加藤信康君登壇）

2番（加藤信康君） 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が縮小されたことにより、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、学校施設などを含めて教育環境の整備が厳しい状況となりつつあります。自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に差があってはなりません。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられる必要があります。そのため、教育予算を国全体として確保・充実させる必要があります。

そこで、教育予算拡充のために、以下のことを求めます。

#### 記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号について提出者から提案理由の説明を求めます。

（3番・原田孝司君登壇）

3番（原田孝司君） 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書

平成18年4月から施行された障害者自立支援法により、障がい者福祉の現場は混乱し



ています。特に、障がい者施設や居宅支援の利用にかかる応益負担（定率1割）の導入は、障がい者の生活を直撃し、施設からの退所、サービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしています。また、サービス事業所も、報酬単価の引き下げや日払い化によって経営難に陥り、職員の賃下げや非常勤化、離職、福祉サービスの低下や縮小が深刻化してきました。

政府は、障害者自立支援法に関連し、平成20年度までの特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者への激変緩和措置を行い、さらに、この特別支援策を十分に配慮し、障がい者のいる家庭への軽減策などを上乘せするとしています。これらについては、評価をするものの、将来どのようになるのであろうと障がい者の方々の不安は消えません。

平成18年12月、国連総会で「障害者の権利条約」が全会一致で採択され、日本は同条約に署名をしました。世界の潮流に鑑み、真に障がい者に対する差別を撤廃し、障がい者の自立と社会参加を求める立場から、以下のことを求めます。

#### 記

- 1 利用者負担は応益（定率）負担ではなく、負担できる能力に応じた応能負担を原則とすること。
- 2 指定障害福祉サービス事業者等に対する報酬を月額制へ戻し、障害者の収入増を図ること。
- 3 障がい者が地域で人間らしく生きていけるように、社会基盤整備について立法措置を含めた拡充策を進めること。また、自治体が支給決定したサービスや地域支援事業について、財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

別府市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号について提出者から提案理由の説明を求めます。

（18番・野田紀子君登壇）

18番（野田紀子君） 議員提出議案第6号の提案理由の説明をさせていただきます。

## 後期高齢者医療制度の凍結・撤回を求める意見書

2008年4月から「後期高齢者医療制度」が発足することになり、後期高齢者医療広域連合で準備が進められています。

すでに明らかにされている内容は、①75歳以上のすべての高齢者が加入する。②全員から保険料を徴収する。③年金18万円(年)以上の人は年金から天引きする。④保険料を1年以上滞納した場合は資格証明書を発行する。⑤提供する医療は「新たな診療報酬体系」が導入されようとしています。

そもそもなぜ高齢者を前期と後期に分けて区別しなければならないのでしょうか。政府の説明によれば「後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療を提供するため」ということですが、これは言い換えれば「75歳を過ぎた高齢者には、一般国民と同じ医療を提供することはムダづかいだ。」と言わんばかりです。このような年齢によって差別する国は世界にありません。政府・与党に於いても見直しの意見が出されていますが、この際凍結し、再検討する必要があります。

高齢者を差別する「後期高齢者医療制度」を撤回され、高齢者が安心して医療を受けることができるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

別府市議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

議長(山本一成君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(山本一成君) 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第7号について提出者から提案理由の説明を求めます。

(4番・荒金卓雄君登壇)

4番(荒金卓雄君) 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

## 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタルテレビジョン放送は、既に一昨年全都道府県・全放送事業者の親局において放送開始され、政府においても「デジタル放送推進のための行動計画(第8次)」を策定、アナログ放送終了期限の2011年7月までの最終段階の取り組みが行われているところです。

7次にわたる関係者の行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、残された期間においては放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されています。今後3年間でデジタルテレビ放送の受信に未対応の世帯も含め、完全移行のため普及世帯や普及台数を確保することは難事業と考えます。

とりわけ、デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深め、支援する方策が求められます。

平成20年度予算案に計上された地上デジタル放送関係予算の着実な執行と併せ、下記事項について、政府を挙げた取り組みをしていただくよう強く求めます。

#### 記

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また、経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討・決定すること。
- 2 今後、地デジ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を各県毎に整備し、アウトリーチのサービス体制を整備すること。
- 3 デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、自治体負担の場合の支援策について新設も含め拡充すること。
- 4 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号について提出者から提案理由の説明を求めます。

（1番・穴井宏二君登壇）

1番（穴井宏二君） 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油・原材料の高騰がオイルショッ

ク以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格・公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、「下請けいじめ」「低価格入札」が横行し中小企業はいまや危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況に鑑み、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところである。

深刻な影響を蒙る中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

わが国企業の99%を占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して、中小企業底上げ対策の一層強化をはかるよう、次の事項について強く要望する。

#### 記

- 1 中小・小規模事業者の金融支援をトータルに行うための「仮称・中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定。
- 2 各省庁所管のもと、数多くある中小企業相談窓口を一本化すること。
- 3 公正な取り引きを実現するため、下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること。
- 4 下請適正取り引きのためのガイドラインの周知徹底を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

別府市議会

内閣総理大臣

経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時44分 再開

議長（山本一成君） 再開いたします。

先ほど、副議長・黒木愛一郎君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

黒木愛一郎君の副議長辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、黒木愛一郎君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

（入場する者あり）

議長（山本一成君） ただいま、副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

準備の都合上、しばらくお待ちください。

（事務局、選挙準備）

議長（山本一成君） それでは、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

議長（山本一成君） ただいまの出席議員数は、29名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 付）

議長（山本一成君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投 票 箱 点 検）

議長（山本一成君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票を行います。

（投 票）

議長（山本一成君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

議長（山本一成君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番松川章三君及び1番穴井宏二君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

これより、開票を行います。

(開 票)

議長(山本一成君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち有効投票28票。

無効投票 1票。

有効投票中、

10番 萩野忠好君 25票

18番 野田紀子君 3票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、7票であります。よって、萩野忠好君が副議長に当選されました。(拍手)

ただいま、副議長に当選されました萩野忠好君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

いま一度、しばらくお待ちください。

(新副議長・萩野忠好君、旧副議長・黒木愛一郎君、フロアに立つ)

議長(山本一成君) それでは新・旧副議長より、退任・就任のごあいさつをお願いいたします。

[新・旧副議長あいさつ]

旧副議長(黒木愛一郎君) それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年の5月に副議長という大任をいただきまして、私なりに誠心誠意職務を遂行させていただきました。この間、これまでにない多くの経験をさせていただき、心より感謝申し上げます。

昨年の副議長就任時に、公明正大なる議会運営を図り、市民のための議会として議会改革を考えて、元気のある別府づくりに取り組んでいきたいと申し述べましたが、私なりにそのきっかけをつかんだと思っております。

今後は、この1年の経験を生かして議員諸氏、浜田市長を初め職員の皆様方の御協力を仰ぎながら、元気をモットーに頑張っていきたいと思っております。これからも市勢発展のため、市民福祉の向上のために元気を出して頑張っていくことを、改めて決意させていただき、私の退任のあいさつとさせていただきます。以上。

どうもありがとうございました。(拍手)議員の皆さん、ありがとうございました。市長初め職員の皆さん、ありがとうございました。どうもありがとうございました。

新副議長(萩野忠好君) ただいま、副議長に選出されました萩野忠好でございます。私は、まだ議員生活5年余りで、日も浅く、また未熟でございます。しかし、今回、議員皆様方の温かい御支援・御協力によりまして副議長という職をいただきました。心から深く感謝とお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

私にとっては身に余る光栄でありますけれども、しかし、なかなか副議長という職務を全うするかどうかという一つの不安もありますけれども、山本議長の御指導を仰ぎながら一生懸命に務めさせていただきたいと思っております。

しかし、今、国内外を見ますと、いろいろ大きな問題が出ております。別府市にとっていろいろな課題がございます。今後、議会において活発で、そして円滑な議会運営が求められると思います。その点についても、皆様方の今後の御理解・御協力をお願い申し上げます。特に議長、そして別府市長を初め市役所の皆さん、議員各位、どうぞ今後とも温かい御指導・御鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げまして、副議長就任のごあいさつといたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。(拍手)

議長(山本一成君) 市長よりごあいさつがありますので、お願いをいたします。

(市長・浜田 博君、フロアに立つ)

〔市長あいさつ〕

市長(浜田 博君) 一言、お礼とお祝いを申し上げたいと思います。

黒木副議長さんにおかれましては、昨年5月の臨時議会から、同じく就任されました山本議長を補佐されながら、別府市勢の発展と市民福祉の向上に多大な御尽力をいただきました。「元気」という言葉がびったりの議員さん、「元気な別府」を目指す私にとりまして、大変な御支援とお力添えをいただいたと、心から感謝を申し上げます。行政を代表し、この場をお借りいたしまして、厚く感謝とお礼を申し上げたいと思います。今後とも別府市勢のさらなる飛躍・発展のため一層の御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、ただいま大多数の皆様方の御支持によりまして新副議長に就任されました萩野議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十分に生かしていただき、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただき、あわせて市勢発展並びに住民福祉の向上にお力添えをいただきますよう切にお願い申し上げまして、お祝いとお礼のごあいさつとさせていただきます。本日は、おめでとうございます。(拍手)

議長(山本一成君) 次に日程第6により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

次に日程第7により、議会運営委員会委員の辞職に伴う委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

3番	原	田	孝	司	君
4番	荒	金	卓	雄	君
9番	国	実	久	夫	君
15番	松	川	峰	生	君
17番	野	口	哲	男	君
18番	野	田	紀	子	君
22番	永	井		正	君
25番	河	野	数	則	君

以上8名の方々を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上8名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後0時14分 再開

議長（山本一成君） 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告をお願いします。

議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会副委員長・永井 正君登壇）

議会運営委員会副委員長（永井 正君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催いたしましたので、その審査結果について御報告を申し上げます。

最初に、正・副委員長の互選を行いました。委員長には河野数則氏が、副委員長に私、永井正が選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は、当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則、例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく議会運営委員会委員の任期中、閉会中もさらに引き続き継続審査に付することに決定をいたしました。

以上、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審査結果についての御報告を申し上げましたが、何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

ここで、このたび3月31日をもって退職されます72名の職員の皆様方に対し、市議会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

このたび退職されます職員のうち、部課長の皆様方が議場にいらっしゃいますので、御紹介をさせていただきます。

友 永 哲 男	総務部長さん
宮 津 健 一	福祉保健部長さん
宗 野 隆	建設部長さん
甲 斐 敬 造	生活環境部次長さん
遠 島 孜	福祉保健部次長さん
油 布 文 夫	建設部次長さん



田原	博	課税課参事さん
小川	武彦	亀川出張所長さん
宮田	博仁	保健医療課長さん
田中	敬子	公園緑地課長さん
若杉	寛	建築住宅課長さん
伊南	忠一	総務部次長さん
立川	有近	生涯学習課長さん
吉田	磯吉	消防本部次長さん
二宮	司	消防本部次長さん
瀬口	洋一	消防本部庶務課参事さん
伊勢戸	國弘	消防本部予防課長さん
田仲	良行	水道局参事さん
黒田	誠	水道局営業課長さん

以上19名の皆様方であります。

今回退職されます皆様方におかれましては、議会や住民の方々の要望に誠実にこたえられ、時代の変化に則して諸施策を進めるなど、日夜住民福祉の増進のために懸命に努力されました。また職員の先頭に立ち率先して住民奉仕に努め、また多くの後輩職員を指導し育成されるなど、今日まで市勢を支え発展させてこられた功労者であります。別府市の基礎は、いわば皆様方が長年にわたり真摯に積み上げてこられた業績の上に築かれたものであります。ここにその御労苦に対して、改めて心より敬意と感謝を表すものであります。

このように多くの皆さんが退職を迎えられ、市政運営に一抹の不安も抱きますが、皆様方におかれましては、今後とも本市民政のよき理解者としてなお一層の御協力を賜りたいと思っております。

終わりにになりましたが、皆様の御健勝・御多幸を心より念願をいたしまして、意を尽くせませんが、感謝の言葉とさせていただきます。

皆さん、本当に御苦労さまでございました。（拍手）

議長（山本一成君） ここで、今回退職されます部課長さんを代表して、友永総務部長さんにごあいさつをお願いいたします。

〔退職者代表あいさつ〕

総務部長（友永哲男君） このたび、3月31日付をもちまして退職いたします職員を代表いたしまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま、山本議長様からの心温まる激励の言葉をいただき、万感胸に迫る思いがございます。定年退職者の多くが1947年生まれ、昭和22年でございます。この年は、後に作家の堺屋太一氏が小説「団塊の世代」を用いたことにより「団塊の世代」と称される時代が誕生した年でございます。よくも悪くも「団塊の世代」と一くくりに称されるほど私どもが行政という大舞台上でさまざまな役を仰せつかり、微力ながらも何とか役を果たしてまいりましたのも、浜田市長を初め議員の皆様方の温かい御指導とよき先輩や同僚、後輩に恵まれたおかげと思っております。この場を借りまして、衷心より感謝を申し上げます。

中国の儒学者の孟子が、「彼も一時、此も一時なり」という言葉を残しております。万事うまくいくときも、調子がよくないときも、悠久の時の流れから見ればほんのわずかの一瞬でございます。私どもは行政の舞台から今まさにおりんとしておりますが、今後は、これまで私どもを陰ひなたに支えてくれました地域の皆様や家族のために、時に主役、時に名わき役など、それぞれの第2の舞台上で与えられた役割を果たしてまいりたいと思っております。時代の変化に敏感に、かつ柔軟に、しかし時代の流れに惑わされることなく、

文字どおり地に足をつけ、微力ながら別府市発展の大きな流れを支える一助になればと願っております。

別府市議会の今後ますますの御発展と議員の皆様方の御健勝・御活躍、そして別府市のさらなる飛躍を御祈念申し上げまして、あいさつの結びとさせていただきます。大変長い間、ありがとうございました。（拍手）

議長（山本一成君） お諮りいたします。

以上で平成20年第1回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成20年第1回市議会定例会を閉会いたします。（拍手）

午後0時23分 閉会